

106 通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
小規模型事業所	前年度1月当たり平均延べ利用者数	☐ 300人以下	
通常規模型事業所	前年度1月当たり平均延べ利用者数	☐ 300人超～750人以下	
大規模事業所Ⅰ	前年度1月当たり平均延べ利用者数	☐ 750人超～900人以下	
大規模事業所Ⅱ	前年度1月当たり平均延べ利用者数	☐ 900人超	
定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
7～9時間の前後に行う日常生活上の世話	7時間以上9時間未満のサービス提供	☐ 実施	
	9時間以上10時間未満	☐ 50単位	
	10時間以上11時間未満	☐ 100単位	
	11時間以上12時間未満	☐ 150単位	
	12時間以上13時間未満	☐ 200単位	
	13時間以上14時間未満	☐ 250単位	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島）	☐ 該当	
入浴介助加算	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	☐ 満たす	
	通所介護計画上の位置づけ	☐ あり	
	入浴介助の実施	☐ 実施	
中重度者ケア体制加算	加配された看護職員又は介護職員を常勤換算員数	☐ 2以上	
	要介護3以上の者の占める割合	☐ 3割以上	
	サービス提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置	☐ 配置	
個別機能訓練加算Ⅰ	サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1名以上配置	☐ 配置	
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	☐ 3月ごとに実施	個別機能訓練計画書（参考様式） 居宅訪問チェックシート（参考様式）
	計画に基づく機能訓練の実施	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算Ⅱ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1名以上配置	☐ 配置	
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	☐ 3月ごとに実施	個別機能訓練計画書（参考様式） 居宅訪問チェックシート（参考様式）
	計画に基づく機能訓練の実施	☐ 実施	
認知症加算	加配された看護職員又は介護職員を常勤換算員数	☐ 2以上	
	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合	☐ 2割以上	
	サービス提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護に係る研修修了者（指導者研修、実践リーダー研修、実践者研修）を1名以上配置	☐ 配置	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置	☐ 配置	
	管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成	☐ あり	栄養ケア計画（参考様式）
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	☐ あり	栄養ケア提供経過記録（参考様式）
	栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供	☐ 3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング（参考様式）
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	☐ 配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	☐ なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	医療における対応の必要性の有無	☐ なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	☐ あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供	☐ 3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング（参考様式）
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	月の算定回数	☐ 2回以下	
個別送迎体制強化加算	2名以上の従業者による個別に送迎	☐ 実施	

（自己点検シート）

点検項目	点検事項	点検結果	
	療養通所介護計画上の位置づけ	☐ あり	
	当該従業者のうち1名が、看護師又は准看護師	☐ 該当	
入浴介助体制強化加算	2名以上の従業者による個別個別に入浴介助	☐ 実施	
	療養通所介護計画上の位置づけ	☐ あり	
	当該従業者のうち1名が、看護師又は准看護師	☐ 該当	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	☐ 該当	
送迎減算	送迎が行われない場合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 4割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員	☐ 3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員	☐ 3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれかに適合		
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（三）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付